

熱中症対策備品等購入費助成金交付要綱

第1条（目的）

会員の就業中における熱中症を予防し、安全かつ適正な就業環境を確保することを目的とする。

第2条（助成対象者）

助成の対象となる者は、当センターの会員であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 当該年度において屋外作業または高温多湿作業場所での就業に従事する者
2. 会費の滞納がない者

第3条（助成対象物品）

助成の対象となる物品は、次に掲げるもの（新品に限る）とする。

1. ファン付き作業服（空調服、ファン、バッテリーを含む）
2. 冷却用ベスト（アイスパック、保冷剤を使用するもの）
3. その他、会長が熱中症対策として適当と認めるもの

第4条（助成金の額）

1. 助成金の額は、物品の購入に要した費用とし、**1人あたり5,000円を限度**とする。
2. 助成金の交付は、同一会員につき1年度につき1回限りとする。

第5条（交付申請と請求）

助成金を受けようとする会員は、「助成金交付申請書兼請求書」に購入した物品名・購入店・日付・金額が記載された領収書原本（レシート可）を添えて、事務局に申請しなければならない。

第6条（助成金の返還）

1. 会長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき
 - (2) 助成金を対象物品の購入以外に使用したとき
 - (3) 本要綱の規定に違反したとき

第7条（罰則および処置）

1. 前条第1項第1号に該当する不正受給が判明した場合は、当該会員に対し、以後の助成金の申請は認めないものとする。
2. 不正の内容が重大であり、センターの信用を著しく毀損したと認められる場合は、定款第9条の規定に基づき、理事会の決議を経て除名等の処分を行うことができる。

第8条（要綱の改廃）

この要綱の改廃は、理事会で決定する。

附則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。